こ保運第2659号

平成31年３月11日

　特定教育・保育施設設置者　様

　特定地域型保育事業設置者　様

横浜市こども青少年局

保育・教育運営課

運営指導等担当課長

「施設・事業を運営する際の留意事項について」及び

「事故防止と事故対応について」（送付）

平素より本市の保育・教育行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

本市では、例年、事業者向け説明会で「施設・事業を運営する際の留意事項について」を配布しております。今年度からは、説明会会場での配布ではなく、郵送にて配布することといたしました。貴施設におきましては、保育・教育施設の運営にあたり必ずご確認いただきますようお願いいたします。

また、「事故防止と事故対応について」は、上記の留意事項の一項目として説明会にてお渡ししていましたが、この度、施設内で閲覧・利用しやすくなるよう再編集し、別冊としました。事故防止に向けた具体的な取組みのほか、平成30年に市内保育施設で発生した事故事例などを記載しています。留意事項と合わせて、園内研修など、事故防止に向けた取組みにご活用いただきますようお願いいたします。

　なお、「施設・事業を運営する際の留意事項について」において誤りがありましたので、下記のとおりご連絡いたします。

＜内容修正＞（P31　「７　苦情解決・第三者委員」）

　正：（略）なお、指針の対象事業者は「社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業を経営する者」であり、認可保育所・小規模保育事業・**幼保連携型認定こども園**もこれにあたります。

　誤：（略）なお、指針の対象事業者は「社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業を経営する者」であり、認可保育所・小規模保育事業もこれにあたります。

＜送付物＞

　施設・事業を運営する際の留意事項について…１部

　事故防止と事故対応について…２部

【担当】

施設・事業を運営する際の留意事項について

…横浜市こども青少年局保育・教育人材課

TEL：045-671-2397

事故防止と事故対応について

　…横浜市こども青少年局保育・教育運営課

　　TEL：045-671-3564